

自立支援医療制度のご案内

病院（精神科）や診療所に通院する際、治療にかかった医療費の一部の自己負担を公費で負担する市区町村が管轄する任意の制度です。
都道府県が指定した自立支援医療機関（薬局や訪問看護ステーション含む）での医療費が対象となります。

対象となる方

精神科の病気のため、本人が希望し、尚且つ治療上必要と認められた方が対象になります。

自己負担額

医療機関で支払う自己負担額は、原則として医療費の1割負担することになります。所得や病状に応じて医療費の上限が決まります。

適用例

通常の場合



適用後



自立支援医療制度を適用

(例) 20歳以上 / 平日 / 再診の方の場合

申請をお考えの方へ

- ◆ 自立支援医療制度をご希望の場合には、医師の診断書が必要になりますので、次回の診察時に主治医にご相談ください。（診断書利用金：5,500円）
- ◆ 申請場所は、住民票のある市区町村の障害福祉課です。
詳しくは、市区町村の障害福祉課へお問い合わせください。